

所沢ブランド特産品創出支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所沢市の地域資源又は特性を活かした特産品の創出を支援し、所沢ブランドの創造及び地域経済の活性化を図るため、魅力ある特産品の創出に取り組むものに対し予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則（昭和55年規則第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域資源 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第4条第1項の規定に基づき埼玉県知事が定めた内容のうち、地域産業資源に係る地域として所沢市が定められている地域産業資源（県全域として定められているものを除く。）及びこの要綱の目的の達成に資するものとして市長が特に認めるものをいう。
- (2) 特産品 所沢ブランドの創造及び地域経済の活性化を図ることを目的とする商品であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 所沢の地場農産物を活用した商品
 - イ 所沢の地域資源又は魅力を発信することのできる商品
 - ウ 所沢の伝統的な文化又は風俗を活かした商品

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、法人その他の団体及び個人であって次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 外国人にあつては、日本国内において就労が認められる在留資格を有すること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく許可又は届出の対象となる営業である事業を営んでないこと。
- (3) 補助対象事業のうち許認可等が必要な事業にあつては、当該許認可等を取得していること、又は取得の見込みがあること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び所沢市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 市税（所沢市税条例（昭和25年告示第76号）第3条に掲げる税目をいう。）を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 特産品を新たに開発する事業
- (2) 既存の商品を改良し、特産品とする事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要した費用のうち次に掲げる経費とする。

- (1) 試作に係る原材料費に要する経費
- (2) 品質検査の経費及び栄養成分の分析等に要する経費
- (3) 市場調査に要する経費
- (4) 試作品を製作する機械装置の賃借料に要する経費
- (5) 商品、パッケージ、ラベル等のデザイン製作の委託に係る経費
- (6) 知識経験を有する者による指導、相談等の謝金に係る経費
- (7) 産業財産権（特許法（昭和34年法律第121号）第66条第1項に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）第14条第1項に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）第20条第1項に規定する意匠権及び商標法（昭和34年法律第127号）第18条第1項に規定する商標権をいう。）の出願に係る経費
- (8) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1件当たり50万円を限度とする。

- 2 補助対象事業が国又は埼玉県の定める補助金交付要綱等の適用を受け、当該要綱等に基づき補助金等が市を通じて交付されるときは、その補助金等の額をこの要綱の規定により算出した補助金の額に合わせて交付するものとする。
- 3 前項の規定により合わせて交付される補助金等の額が補助対象経費の総額を超えるときは、その超える額について、この要綱に基づき交付される補助金を減額して交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の実施前に、所沢ブランド特産品創出支援補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画書（資金収支を含む。）その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 補助金の申請の期間は、毎年度市長が別に定める。

(補助金の交付の決定等)

第8条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、所沢ブランド特産品創出支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

2 市長は、前項の審査に当たり、知識経験を有する者に意見を聴くことができる。

（申請事項の変更等）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、第7条第1項の規定による申請の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）しようとするとき、又は中止しようとするときは、あらかじめ所沢ブランド特産品創出支援補助金変更（中止）申請書（様式第3号）を市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 第7条第1項の規定は、前項の承認をする場合について準用する。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を速やかに審査し、当該申請の内容に係る承認の可否について決定し、所沢ブランド特産品創出支援補助金変更（中止）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の実施）

第10条 補助決定者は、交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の末日までに当該交付決定を受けた補助対象事業を完了しなければならない。

（完了報告）

第11条 補助決定者は、事業完了後、市長が指定する日までに、所沢ブランド特産品創出支援補助金補助事業完了報告書（様式第5号）に、次に掲げるものを添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収証の写し
- (2) 事業実績書
- (3) 収支計算書
- (4) 補助を受けて開発し、又は改良した特産品の完成見本品又は試作品。ただし、当該完成見本品又は試作品が提出不可能であるときは、写真その他の説明書類をもって当該完成見本品又は試作品に替えることができる。
- (5) その他市長が必要と認める書類等

（現地調査）

第12条 市長は、前条の規定により報告があったときは、必要に応じて現地調査を実施することができる。

（補助金の額の確定及び通知）

第13条 市長は、第11条の規定により提出された書類等を速やかに審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額

を確定し、所沢ブランド特産品創出支援補助金額確定通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、所沢ブランド特産品創出支援補助金交付請求書（様式第7号）により速やかに市長に対し補助金の交付を請求するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助決定者又は補助対象事業が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助対象事業が前条に規定する期間内に完了しないとき。
- (4) 補助対象事業に関し交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消すときは、所沢ブランド特産品創出支援補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、当該補助決定者に対し、所沢ブランド特産品創出支援補助金返還命令書（様式第9号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（権利譲渡の禁止）

第17条 補助決定者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（事業計画達成状況報告）

第18条 補助決定者は、第11条の規定に基づく報告をした日の属する年度から3年間、各年度ごとに第7条第1項に規定する事業計画書の達成状況等を事業計画達成状況報告書（様式第10号）により、市長の定める日までに市長に提出しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。